

青森県報

号外第二十六号

平成二十一年
三月三十日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則……………	(財産管理課) ……
青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則……………	(監理課) ……
青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則の一 部を改正する規則……………	(道路課) ……
青森県財務規則の一部を改正する規則……………	(経理課) ……

告 示

青森県政情報センター規程……………	(総務学事課) ……
青森県農林水産業統計調査規程の一部を改正する規程……………	(統計分析課) ……
青森県工業動態統計調査規程の一部を改正する規程……………	(同) ……
青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程……………	(同) ……
青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規 程……………	(林政課) ……
青森県営林の立木及び素材の売買代金延納事務取扱規程 の一部を改正する規程……………	(同) ……
会計管理者の事務の一部委任の一部改正……………	(経理課) ……
海面漁業に関する調査の要領の廃止……………	(統計分析課) ……

規

則

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則(昭和三十七年一月青森県規則第一号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第一第二号中「複数の部局の職員の入居の用に供するため設置された」を「特
別公舎及び特定公舎以外の」に改め、同号(七)中「農林総合研究センター所長」を「財
産管理課長」に改め、同号(八)中「八戸工科学院長」を「財産管理課長」に改め、同号
中(九)を削り、(十)を(九)とし、(十一)を削り、(十二)を(十)とし、同(十)の次に次のように加える。

(十二) 上北郡六ヶ所村に所在する公舎

原子力センター所長

別表第一第二号(五)中「農林総合研究センター所長」を「財産管理課長」に改め、同
(五)を同号(五)とし、同表第三号(一)アを削り、同(一)イ中「地域県民局以外の」を削り、同
イを同(一)アとし、同(一)ウを同(一)イとする。

附 則

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前において、農林総合研究センター所長及び八戸工科学院長
が行った承認その他の行為又は農林総合研究センター所長及び八戸工科学院長に對
して行った申請その他の行為は、財産管理課長が行った承認その他の行為又は財産
管理課長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則

青森県建設業法施行細則（昭和三十七年五月青森県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「青森県行政資料センター規程（昭和五十三年八月青森県訓令甲第二十二号）第二条に規定する行政資料センター」を「青森県県政情報センター規程（平成二十一年三月青森県告示第二百十一号）第一条第一項に規定する県政情報センター」に改める。

第六条の表中「郵便料、電話料、電報料、運送料」を「送付に要する費用、電報料、電話料」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則の一部を改正する規則

青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則（昭和四十五年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

「第四条第五号」を「第四条第六号」に改め、第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号中「除く。」の下に「及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第九号に掲げる器具」を加え、同号を第十九号とし、第十七号中「及びバス待合所」を削り、同号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十五号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「国民生活金融公庫、公営企業金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫又は日本政策投資銀行」を「又は地方公営企業等金融機構」に改める。

第三十九条第三項第二号中「駐留軍従業員等健康福祉センター」を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

第二百二十八条中「政令」を「一般競争入札に参加しようとする者が政令」に、「一に」を「いずれかに」に、「者は、その事実があつた後二年間」を「ときは、その者について三年以内で知事が定める期間」に改める。

第三百二十二条第二項第三号中「農林中央金庫、商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫」に改める。

第四百九条中「政令」を「随意契約の相手方になろうとする者が政令」に、「一に」を「いずれかに」に、「者をその事実があつた後二年間」を「ときは、その者について三年以内で知事が定める期間」に、「することができない」を「しないものとする」に改める。

第五百四十四条第三号中「年三・七パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

別記第一の第一条第二項中「次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があつた後二年間」を「競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、三年以内で知事が定める期間」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき」に改め、同項第二号中「妨げた者」を「妨げたとき」に、「連合した者」を「連合したとき」に改め、同項第三号及び第四号中「妨げた者」を「妨げたとき」に改め、同項第五号中「履行しなかつた者」を「履行しなかつた

青森県告示第百一十一号

青森県政情報センター規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県政情報センター規程

(目的等)

第一条 県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、県政情報センター(以下「センター」という。)において、行政資料を閲覧させ、並びに行政資料の貸出し及び有償又は無償による頒布を行い、もって情報公開の推進を図るものとする。

2 前項に定めるもののほか、センターにおいて、青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)の規定による知事が保有する行政文書の開示及び青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)の規定による知事が保有する個人情報情報の開示等に関する総合案内を行う。

(利用時間)

第二条 センターの利用時間は、月曜日から金曜日まで(青森県の休日に関する条例(平成元年三月青森県条例第三号)第一条第一項に規定する県の休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分までとする。ただし、必要があると認めるときは、利用時間を変更することがある。

(行政資料の取扱い)

第三条 センターを利用する者は、行政資料を汚損し、破損し、又は亡失しないよう取り扱うものとする。

(その他の事項)

第四条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県告示第百一十二号

青森県農林水産業統計調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農林水産業統計調査規程の一部を改正する規程

青森県農林水産業統計調査規程(平成十二年三月青森県告示第百六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県水産業統計調査規程

第一条中「昭和二十五年三月青森県条例第十号」第二条第二項を「平成二十一年三月青森県条例第十二号」第三条に、「青森県農林水産業統計調査」を「青森県水産業統計調査」に改める。

第二条中「農業、林業及び」を削り、「統計的に明らかにし、適確公正な行政運営の基礎資料を得る」を「明らかにする」に改める。

第三条の見出しを「(調査対象の範囲)」に改め、同条第一項中「調査」を「調査対象の範囲」に、「農林水産業事業体について行う」を「水産業事業体(漁労又は水産養殖を業として経営する世帯並びに組合、会社及びその他の団体をいう。以下同じ。)」とする」に改め、同条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

(報告を求める事項及びその基準となる期日)

第四条 報告を求める事項は、県内に水揚げされたすべての海面魚介類(運搬船による運搬魚介類を除く。)に関し、次に掲げる事項とする。

一 魚種別漁業種類別生産数量

二 魚種別漁業種類別生産金額

2 報告を求める事項の基準となる期日は、毎月末日現在とする。

第八条を削る。

第七条の見出しを「(統計調査員証)」に改め、同条中「調査に従事する調査員」を「統計調査員」に、「青森県統計調査条例第五条に規定する証票」を「統計調査員証」に改め、同条に次の一項を加える。

2 統計調査員は、調査の事務に従事する場合は、統計調査員証を携帯し、関係者の

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県告示第二百十三号

青森県工業動態統計調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県工業動態統計調査規程の一部を改正する規程

青森県工業動態統計調査規程（平成元年一月青森県告示第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年三月青森県条例第十号」第二条第二項を「平成二十一年三月青森県条例第十二号」第三条に改める。

第三条を削る。

第四条の見出しを「（調査対象の範囲）」に改め、同条中「調査は、」を「調査対象の範囲は、県内の」に、「のうち知事が指定するものについて行う」を「とする」に改め、同条を第三条とする。

第五条の見出しを「（報告を求める事項及びその基準となる期日）」に改め、同条中「調査」を「報告を求める事項」に、「について行う」を「とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 報告を求める事項の基準となる期日は、毎月末日現在とする。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（報告を求める者）

第五条 報告を求める者は、事業所等のうち知事が指定するものの長とする。

第六条を次のように改める。

（報告を求めるために用いる方法）

第六条 報告を求めるために用いる方法は、前条の規定により指定された事業所等の長に調査票を郵送し、当該事業所等の長が記入した調査票を回収する方法とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（報告を求める期間）

第七条 報告を求める期間は、第四条第二項の報告を求める事項の基準となる期日の属する月の翌月十五日までとする。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県告示第二百十四号

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程

青森県人口移動統計調査規程（平成十二年三月青森県告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年三月青森県条例第十号」第二条第二項を「平成二十一年三月青森県条例第十二号」第三条に改める。

第二条中「把握し、各種行政の基礎資料を得る」を「把握する」に改める。

第三条を削る。

第四条の見出しを「（調査対象の範囲）」に改め、同条中「調査は」を「調査対象の範囲は、県内の市町村において」に、「について行う」を「とする」に改め、同条を第三条とする。

第五条の見出しを「（報告を求める事項及びその基準となる期日）」に改め、同条中「調査」を「報告を求める事項」に、「について行う」を「とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 報告を求める事項の基準となる期日は、毎月一日現在とする。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（報告を求める者）

第五条 報告を求める者は、次のとおりとする。

一 前条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げる事項については、県内の市町村の長

二 前条第一項第五号、第七号及び第八号に掲げる事項については、住民基本台帳

法第二十二条の規定による転入届若しくは同法第二十四条の規定による転出届を行う者又は外国人登録法第八条第一項の規定による居住地変更の登録の申請をする者

第六条を次のように改める。

(報告を求めるために用いる方法)

第六条 報告を求めるために用いる方法は、次のとおりとする。

一 第四条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げる事項については、県内の市町村の長が住民基本台帳法第六条第一項に規定する住民票及び外国人登録法第四条第一項に規定する外国人登録原票に基づいて集計した結果を収集する方法

二 第四条第一項第五号、第七号及び第八号に掲げる事項については、県内の市町村の長が前条第二号に掲げる者が同号の転入届若しくは転出届を行い、又は同号の居住地変更の登録の申請をする際に記入した青森県人口移動理由等調査票(別記様式)に基づいて集計した結果を収集する方法
第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(報告を求める期間)

第七条 報告を求める期間は、第四条第二項の報告を求める事項の基準となる期日の属する月の十五日までとする。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県告示第二百十五号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程(昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の第九条中「#3.7/パーセント」を「#3.6/パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県告示第二百十六号

青森県営林の立木及び素材の売買代金延納事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材の売買代金延納事務取扱規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材の売買代金延納事務取扱規程(昭和三十九年十月青森県告示第八八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表担保物件の欄中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第二百十七号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一号(会計管理者の事務の一部委任)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中「及び公所の下部機関等の出納員」、「及び当該下部機関等」及び

同上の出納員

- 公所の下部機関等（青森県農林総合研究センターのグリーンバ
イオセンター、畑作園芸試験場、フラワーセンター、りんご試
験場、畜産試験場及び林業試験場、青森県水産総合研究センター
の増養殖研究所及び内水面研究所並びに青森県ふるさと食品研
究センターの下北ブランド研究開発センター及び農産物加工指
導センターに限る。）に属する次に掲げる事務
- 一 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証
券の収納に関する事
- 二 支出負担行為の確認に関する事
- 三 一時取扱金の出納（払出しにあつては、手もと保管に係る
ものに限る。）及び保管に関する事
- 四 物品の出納及び保管に関する事
- 五 前各号に規定する事務に附帯する事務に関する事

を削り、分任出納員の項の表中、「青森県動物愛護センター、青森県工業総合研究セ
ンター弘前地域技術研究所及び青森県農林総合研究センター林業試験場木材加工部」
を「及び青森県動物愛護センター」に改める。

青森県告示第二百十八号

平成十二年三月八日青森県告示第百七十号（海面漁業に関する調査の要領）は、廃
止する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭